

令和6年度山形県障がい者相談支援従事者研修（初任者研修）実施要領

（相談支援専門員になるための研修です。）

1 目的

様々な生活ニーズを有する地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な福祉、保健、医療、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことによりその中心的な役割を担う相談支援従事者を養成することを目的とします。

2 主催 山形県

3 主管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

① 山形県内の事業所に所属している方（所属予定も含む）

※ 山形県外の事業所に勤務または勤務予定の方の申込みは受け付けておりません。

② 相談支援専門員としての業務を行う方（相談支援事業に従事する方）で、令和7年3月31日までに実務経験（別添1）を満たす方

③ 市町村の相談支援事業を担当する職員

※ 個人的な資格取得や資質向上を目的とした受講はできません。

5 研修日程、会場

講義（オンライン（2日間））、演習（5日間）の計7日間（インターバル実習2回実施を含む）で行います。詳細は受講決定時にお知らせします。

講義	令和6年9月25日（水）、9月26日（木）	・講義はオンラインで行いますので、接続可能な端末及びインターネット環境を御準備ください。 ・長時間となりますので、Wi-FiもしくはLANケーブル接続環境での受講を推奨します。	
演習	令和6年10月3日（木）、10月4日（金）	会場	未定
インターバル実習①			
演習	令和6年11月1日（金）	会場	未定
インターバル実習②			
演習	令和6年11月28日（木）、11月29日（金）	会場	尾花沢市文化体育施設 （尾花沢市若葉町一丁目4番27号）

※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします。

なお、研修には事前課題があります。（課題については、受講決定後にお知らせします。）

7 受講申込

(1) 申込に係る注意事項

※ 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候

等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。

- ※ 遅刻や離籍（15分以上）をした場合、欠席とします。（なお、途中退席も15分以上は欠席とみなします。）翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。（科目の免除はありません。）
- ※ **書類様式を変更した申込は無効**となりますので御注意ください。
- ※ 受講決定後の受講者の変更はできません。
- ※ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。
- ※ 天候やその他の理由で研修の延期、中止または会場の変更、実施方法の変更となる可能性がありますので御理解の上お申込みください。
- ※ 研修修了後、事業所に配置される際には、別途、指定権者による実務経験の内容について審査等が行われますのであらかじめ御了承願います。

(2) 申込方法

電子申請と必要書類等送付の両方の申込が必要です。

1. 山形県ホームページに掲載の申込フォーム（やまがた e 申請 山形県電子申請サービス）より申込みをしてください。

受講希望者1名につき1回の電子申請が必要です。

【重要】

電子申請の完了後、「申込完了」のメッセージ、「整理番号」「パスワード」が表示されます。（**参考資料「電子申請の手順⑦申込完了」**）また、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎にメールが自動発信されます。画面に表示されない場合、メールが届かない場合申込が完了していない可能性があります。申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。

電子申請の流れ

「電子申請の手順」を参照してください。

① 「令和6年度山形県障がい者相談支援従事者研修の開催について」

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>

「初任者研修」「申込方法」にあるURLリンクをクリックしてください。

または、

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action

「手続き一覧」の中から、「令和6年度山形県障がい者相談支援従事者研修（初任者研修）受講申込」をクリックしてください。

② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。

※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。

③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームのURLが送信されます。

※ 迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。

- ④ URL から申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
- ※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。
 - ※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。
 - ※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。電子申請は早めに手続きしてください。
- ⑤ 申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けください。

【申込内容を確認する場合】 **「申込内容の確認方法・申込内容の修正」を参照してください。**

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会：https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

【申込内容を変更する場合】

申込内容照会 メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が **【処理待ち】** もしくは **【返却中】** の申込に限られます。
申込期限後の修正はできませんので御注意ください。

2. 必要書類等を下記送付先へ郵送してください。

受講を希望する者の所属長は、必要書類を社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局あて提出してください。

(必要書類等)

- ① 令和6年度山形県障がい者相談支援従事者研修（初任者研修）**実務経験証明書**（別紙1）
- ② （該当者）資格証（修了証）の写し

《送付先》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課宛

『初任者研修添付書類 在中』と記載してください。（令和6年6月28日（金）消印有効）

※ 提出の際は、同一事業所でまとめてお送りいただいても構いません。

(3) 申込締切

電 子 申 請：令和6年6月28日（金）17時00分まで手続き完了

申込書類郵送：令和6年6月28日（金）【当日消印有効】

※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申し込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ 締切を過ぎたお申し込みは、いかなる事情があっても受付しませんので、御注意ください。

(4) 受講定員

定員は72名とし、定員を超える申込があったときは、次の点を考慮して受講者を選定します。

(先着順ではありません。)

- ① 相談支援専門員の配置を要する山形県内の事業所に所属している方。

(計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所)

- ② 研修修了後相談支援専門員として従事される方、又は遅くとも令和7年度まで確実に従事される予定の方。
- ③ 同一事業所から複数名申込みがある場合は、優先順位の高い方。
- ④ 申込時実務経験を満たしている方。

(5) 受講可否の決定通知は、令和6年8月上旬に郵送で通知する予定です。ただし、応募状況及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

(申込み時に記入したアドレス宛に送付します。郵送による通知は行いません。)

なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

(6) 受講決定者は必ず全日程の7日間出席くださるようお願いいたします。遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。

8 受講者があらかじめ準備するもの【必須】

受講するためには、下記テキストを準備していただく必要があります。

受講者は当該テキストを当日持参してくださるようお願いいたします。

『障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編』

(著者) 日本相談支援専門員協会=監修/小澤 温=編集

(出版社) 中央法規出版

(価格) 3,520 円 (税込み)

【留意事項】

研修会場での販売、配布等はしませんので、必ず各自で準備してください。

9 修了証書

全科目(講義、演習及び実習も含む)を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 著しく受講態度が悪いと判断した場合(私語、居眠り、研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用等)
- ◇ 定められた期日に課題等の提出がない場合
- ◇ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合
- ◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、受講決定や修了を取り消す場合があります。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。

※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。紛失した場合、研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には「修了証明書」を発行します。希望される方は、山形県障がい福祉課(023-630-2148)まで連絡をしてください。なお、発行までに2~3週間の時間を要します。紛失しないよう管理をお願いします。

10 その他

(1) 研修の受講料として1名につき17,500円を申し受けます。(徴収方法は受講決定時に連絡します。)

なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。

- (2) 旅費等の研修にかかる費用は各所属において負担してください。
- (3) 受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。また、会場内が暑い場合、又は空調設備により涼しくなる場合がございますので、着脱しやすい衣服による調整や水分のご用意を各自お願いいたします。
- (4) 山形県内の各市町村相談支援体制の整備のため修了者の情報について、各市町村の障害福祉担当部署と情報共有する場合がありますので、応募に当たりあらかじめ御了承ください。
- (5) 相談支援従事者研修（現任研修）の初回の受講について、令和2年度の制度改正により、現任研修受講開始前の過去5年間において通算2年以上かつ実際に従事した日数が360日以上の指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験が必要となります。満たしていない場合、現任研修を受講できず資格が失効します。
- (6) 研修の開催に際し変更があった場合には下記URL（山形県ホームページ）に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>

- (7) この研修に関する問い合わせは下記をお願いします。

《研修の内容（事前課題、受講料振込等）、電子申請以外の受講申込に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123

電話受付時間：平日 9時～17時00分（12時～13時を除く）

《電子申請、研修制度（受講に必要な実務要件、資格要件等）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

電話受付時間：平日 9時～16時30分（12時～13時を除く）

《事業者指定、配置に係る実務経験について》

事業所所在地の指定権者へ直接お問い合わせください。